

【フランス】セクシュアルハラスメント罪に関する規定の改正

海外立法情報課・服部 有希

* セクシュアルハラスメント罪を定義する刑法典の規定を改正する法律が、2012年8月6日に制定された。改正は、当該規定に対する違憲判決を受けて実施された。同法により、セクシュアルハラスメント罪の定義は、より厳密なものとなった。

1 立法の背景

日本の法律は、セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」）を、主に労働上の問題として扱っているが、フランス法は、労働上の問題に限定されない一般的な犯罪（以下「セクハラ罪」）として刑法典に定義している。

従来のフランス刑法典第 222-33 条は、次のような簡潔な条文であった。

「性的行為をさせることを目的として他人に嫌がらせを行なった場合は、1年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。」

2012年2月29日、あるセクハラ訴訟の当事者が、当該規定の違憲審査の申立てを憲法院に提起した。憲法院は、2012年5月4日、セクハラ罪の構成要件が十分に定義されておらず罪刑法定主義の原則に反するとして、当該規定を違憲とし、刑法典から削除する判決を下した（注1）。これにより、法典上に空白が生じ、早急に新たな規定が必要となったため、セクシュアルハラスメントに関する 2012年8月6日の法律第 2012-954号（注2）（以下「法」）が制定された。

2 セクハラの新定義

法第1条は、刑法典第 222-33 条を改正し、セクハラを次のように定義した。

「セクハラとは、性的な含意のある言動であって、他人の尊厳を侵害する下劣若しくは屈辱的なもの又は威圧的、敵対的若しくは侮辱的な状況を生じさせるものについて、他人に対して繰り返しこれを強要することをいう」（第 222-33 条 I）

さらに、次の場合もセクハラとみなされる。

「たとえこれを繰り返さない場合であっても、性的行為をさせることを現実の又は明白な目的として、形態のいかんを問わず強い威迫を用いることは、当該性的行為の要求がこの違法行為の正犯のためであるか第三者のためであるかにかかわらず、セクハラとみなす」（第 222-33 条 II）

上述のセクハラをした者は、2年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金に処せられることとなり、従来より刑が重くなった。また、次に掲げる刑の加重事由がある場合には、3年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処せられる（第 222-33 条 III）。

- ・ 職権を濫用したセクハラ
- ・ 15歳未満の未成年者に対するセクハラ

- ・年齢、疾患、身体障害、身体若しくは精神の故障又は妊娠による特別な弱者であることが明らかな者へのセクハラ又は加害者がこれを知りながら行うセクハラ
- ・経済的又は社会的な不安定性による特別な弱者又は同様の不安定性による依存関係があることが明白な者へのセクハラ又は加害者がこれを知りながら行うセクハラ
- ・正犯又は共犯である2人以上の者によるセクハラ

3 セクハラに関する差別の禁止

従来より、刑法典には、様々な理由（門地、性別、家族状況、障害、性的指向等）に基づく差別の定義（第225-1条）と、これらの差別に関する罰則が置かれている（第225-2条）。法第3条は、刑法典第225-1-1条を新設し、セクハラに関する差別を次のように定義した。

- ・セクハラに従い、又は従わなかったことによる被害者に対する差別
- ・セクハラについて証言したことによる差別

当該差別をした者は、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処せられる（加重事由がある者にあつては、5年の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金に処せられる）。

4 性同一性障害等に基づく差別に関する刑罰の加重規定

刑法典等には、被害者に対する差別を理由として犯罪が行われた場合の刑の加重が数多く定められている。しかし、これまで、性自認（*identité sexuelle*）による差別に関する加重規定がなく、性同一性障害等の問題を抱える者の立場が考慮されてこなかった。そこで、法第4条に基づき、各種の差別を理由とする犯罪に対する刑罰の加重規定のそれぞれに、性自認による差別を理由として犯罪が行われた場合に関する文言が追加された。

5 関連法規の調整

労働法典には、労働者や就職希望者等に対するセクハラの新規禁止やセクハラに基づく差別的待遇の禁止に関する規定が置かれている（労働法典L.第1153-1条等）。当該規定は、法第7条により、刑法典に適合するように改正された。また、公務員の権利及び義務に関する法律第6条の3（注3）にあるセクハラに関する同様の規定も、法第8条により、刑法典に適合するように改正された。

注（インターネット情報は2012年9月21日現在である。）

(1) Décision n° 2012-240 QPC du 04 mai 2012.

<<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-105618.pdf>>

(2) Loi n° 2012-954 du 6 août 2012 relative au harcèlement sexuel.

(3) Loi n° 83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires.